

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年5月14日

京都市長 榊本 頼兼

1 許可年月日及び許可番号

平成19年2月14日 第 3499 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町574番地, 576番地, 576番地の1, 576番地の2及び580番地, 同区烏丸通姉小路上る虎屋町576番地の3及び576番地の4, 同区両替町通姉小路上る龍池町422番地, 同区両替町通姉小路上る柿本町413番地の1及び413番地の2, 同区姉小路通両替町東入柿本町415番地並びに同区両替町通姉小路下る柿本町418番地の1, 418番地の2及び421番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区大原野灰方町265番地の1

有限会社 タカイ

代表取締役 高木 敏彦

(都市計画局都市景観部開発指導課)